

発行 鹿児島市建設局都市計画部  
吉野区画整理課  
TEL 099 (244) 4931(吉野第二地区係)  
FAX 099 (244) 2292

# 区画整理だより

## 吉野第二地区 第12号



### 現在の吉野第二地区

皆様方におかれましては、日頃より吉野第二地区土地区画整理事業へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、吉野小学校付近に加えて、ファミリーマート吉野小前店付近に土地をお持ちの方々を中心に仮換地(案)等の個別協議を順次進めております。さらに、9月には任期満了に伴い土地区画整理審議会委員選挙を行いました。

今回は、選挙の結果をはじめ現在の仮換地指定状況など、吉野第二地区における区画整理事業の情報をお知らせします。



令和6年7月23日撮影

### 吉野第二地区土地区画整理審議会委員が決まりました。

吉野第二地区土地区画整理審議会委員のうち、宅地所有者および借地権者の委員について、令和6年9月2日に当選人の決定の公告をいたしました。

また、学識経験者からの委員(2名)についても選任を行い、吉野第二地区土地区画整理審議会の体制(15名)が整いました。

委員の方々は次のとおりです。(敬称略)

○宅地所有者から選出される委員 (定数 12名)

溝口 正人 櫻井 慎一

橋口 浩子 吉野寺

山元 勝男 内田 仁

株式会社久保技建 株式会社ライフアップ

森田 拓朗 株式会社なかのうえ不動産

本願寺鹿児島別院 三和建設株式会社

○宅地について借地権を有する者から選出される委員

(定数 1名)

株式会社アサハン

宅地所有者委員および借地権者委員の任期は、令和6年9月9日から令和11年9月8日まで(5年間)です。

○学識経験を有する者から選任する委員

(定数 2名)

鹿児島大学大学院理工学研究科建築専攻准教授

小山 雄資

鹿児島県不動産鑑定士協会会員

大吉 修郎

### 吉野中学校沿線の県道で工事着手しました。

昨年度に仮換地指定をした60ブロックの吉野中学校グラウンド部分について、県道部の拡幅に向け、グラウンド内の一部の樹木を撤去し、北側約40mに新しい擁壁を設置しています。残りの擁壁については来年度以降、順次着手を予定しております。

通行等にご不便をおかけしますが、ご協力よろしくお願いたします。



令和6年10月28日撮影

吉野中学校のご協力のもと、擁壁工事の完成に向け事業を進めていきます。



マグマシティPRキャラクター  
火山の妖精 マグニオン  
メカニオン



## 個別協議・仮換地指定状況

令和6年9月時点の仮換地（区画整理後の土地）指定の状況は左の図面のとおりです。



※個別協議は、施工計画図（ホームページに掲載）にあわせて街区ごとに進めてまいります。  
 ※吉野小学校付近、ファミリーマート吉野小前店付近に土地をお持ちの方々を中心に個別協議を順次進めております。

23ブロックについて、土地区画整理審議会（令和6年9月3日）への諮問を経て仮換地指定を行います。  
 今後の個別協議・仮換地指定状況は、『区画整理だより』にて、随時お知らせする予定です。協議がまだの方は、今しばらくお待ちください。

## 仮換地指定までの流れ

### ① 個別協議

施工計画に合わせ、仮換地（案）の調整が必要となる街区から順番に、関係権利者との個別協議を行い、仮換地修正案を作成します。

- 街区単位で調整を行うため、当面の工事の影響を受けない権利者にも個別協議をお願いしています。
- 「意見書」やご意向の再確認を行い、それを基に仮換地（案）を調整します。
- 権利者のご意向は可能な限り配慮しますが、内容によっては調整結果に反映できないことがあります。
- 要望を提出していない方にも、位置や形状の変更を相談させていただくことがあります。

### ② 土地区画整理審議会

審議会に個別協議で調整をした仮換地修正案について、その位置や面積、調整の理由等を説明し、意見を求めます。

**重要**  
個別協議を行わずに仮換地が決まることはありません。



マグマシティ PR キャラクター  
 火山の妖精 マグニオン  
 マルニオン

### ③ 仮換地指定

土地区画整理法第98条第1項に基づき、権利者の仮換地を指定します。この手続きにより**仮換地が確定します。**

- 市から関係権利者に「**仮換地指定通知**」という書類をお送りします。
- 実際に仮換地が使えるようになるのは周辺の道路や電気・ガス・水道などの整備が終了してからです。
- 「**仮換地指定通知**」は権利者の**仮換地を証明する書類**ですので、大切に保管してください。（※）

※「**仮換地指定通知**」は再発行できません。  
 通知に代わるものとして「仮換地証明」を交付することはできませんが、証明手数料（300円）が必要です。

## 皆様へのお願い

区画整理区域内において、次のような事項がある場合は、吉野区画整理課まで届出・許可申請をお願いします。  
 届出等の様式は、本市ホームページや吉野区画整理課にてご確認ください。

### 「届出」

- ① 所有権が移転した場合【所有権移転届出書】
- ② 住所・氏名が変わった場合【住所氏名変更届出書】
- ③ 代理人を定めた場合【代理人選任届出書】
- ④ 所有者の代表者を定めた場合【所有者の代表者選任届出書】
- ⑤ 相続人の代表者を定めた場合【相続人の代表者選任届出書】
- ⑥ 借地権の申告をする場合【借地権申告書】

### 「許可申請」

建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行う場合

【土地区画整理法第76条に基づく許可申請】

土地区画整理法第76条の許可申請にあたっては、容易に移転し、または除却し得る構造とすることや、**移転補償費の支払い額が70%以内となる等**の条件が付けられます。

### お問い合わせ先

鹿児島市建設局都市計画部  
 吉野区画整理課 吉野第二地区係  
 〒892-0871  
 鹿児島市吉野町2916番地  
 電話：099-244-4931  
 FAX：099-244-2292  
 E-Mail：ynoku-dai2  
 @city.kagoshima.lg.jp